

佐賀県規則第20号

佐賀県個人情報保護条例施行規則及び知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

(佐賀県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第1条 佐賀県個人情報保護条例施行規則(平成29年佐賀県規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|---------------------------|---|
| <p>(個人識別符号) 第2条 略</p> | <p>(個人識別符号) 第2条 略 <u>(条例第7条第2項の規則で定める記述等)</u> 第3条 <u>条例第7条第2項の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)</u>とする。 <u>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害があること。</u> <u>(2) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害があること。</u> <u>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。)</u>があること。 <u>(4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるものがあること。</u> <u>(5) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健</u></p> |

| 改正前 | 改正後 |
|-----|--|
| | <p>康診断等」という。)の結果</p> <p>(6) <u>健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。</u></p> <p>(7) <u>本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。</u></p> <p>(8) <u>本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。</u></p> |

(知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部改正)

第2条 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成14年佐賀県規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(個人情報取扱事務の登録)</p> <p>第2条 条例第6条第1項第7号に規定する実施機関の定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4)～(8) 略</u></p> <p>2 略</p> | <p>(個人情報取扱事務の登録)</p> <p>第2条 条例第6条第1項第7号に規定する実施機関の定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 条例第7条第2項に規定する個人情報及びその収集根拠</u></p> <p><u>(5)～(9) 略</u></p> <p>2 略</p> |

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

個人情報取扱事務登録簿

| | | | | | |
|--------------------|---|---|--|--|---|
| 登録簿を作成した組織の名称 | | | | | |
| 登録年月日 | | | | | |
| 個人情報取扱事務の名称 | | | | | |
| 特定個人情報ファイルの名称 | | | | | |
| 個人情報取扱事務の目的 | | 根拠法令等() | | | |
| 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称 | | | | | |
| 個人情報取扱事務の対象者の範囲 | | | | | |
| 取り扱う個人情報の項目 | 基本的事項 | 身体の状況等 (条例第7条第2項に規定する個人情報は除く。) | 家庭・経済 | 社会生活 | 条例第7条第2項に規定する個人情報 |
| | 個人番号 個人番号対応符号 識別・整理番号 氏名 性別 生年月日・年齢 住所 電話番号 本籍・国籍 その他 () | 身体的特性 性質・性格 その他 () | 家族の状況 親族関係 婚姻関係 資産・収入 納税状況 公的扶助 取引状況 その他 () | 職業・職歴 学業・学歴 資格 成績・評価 賞罰 趣味・嗜好 その他 () | 人種 信条 社会的身分 病歴 犯罪の経歴 犯罪被害の事実 心身の機能の障害 健康診断等の結果 医師等による指導・診療・調剤 刑事事件に関する手続 少年の保護事件に関する手続 |
| | 上記の収集の根拠 | | | | |
| | 法令等 () 犯罪の予防等 審査会の意見聴取 | | | | |
| 個人情報の収集先 | | 本人 本人以外(根拠: 条例第7条第3項第 号該当) | | | |
| | | 本人以外の区分 | 他の実施機関 民間・私人 | 他の官公署 刊行物等 | |
| | | 同一実施機関内での利用 | | | |
| 個人情報の目的外利用及び提供の状況 | | 有(根拠: 条例第8条第2項第 号該当) 無 | | | |
| | | 利用先又は提供先 | 実施機関内 他の官公署 | 他の実施機関 民間・私人 | |
| 特定個人情報の提供の状況 | | 有(法令上の根拠: 番号法第19条 号該当) 無 提供先() | | | |
| 電子計算機処理の有無 | | 有 無 | | | |
| オンライン結合の有無 | | 有 (根拠: 法令等() 犯罪の予防等(公安委員会又は警察本部長が提供する場合に限る。) 審査会の意見聴取 無 | | | |
| 個人情報取扱事務の委託の有無 | | 有 無 | | | |
| 備考 | | | | | |

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。